

第 2 次
世田谷区子ども読書活動推進
計画

平成24年3月
世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区では、平成18年3月に、すべての子どもたち（おおむね18歳以下のもの）が読書習慣を身に付けることをめざして、「世田谷区子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成18年度から23年度まで）を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。また、平成22年3月には、今後の区立図書館運営の方向性を定める「世田谷区立図書館ビジョン」を策定し、その基本理念を「知と学びと文化の情報拠点」として掲げ、その中で、子どもの読書活動については区立図書館での事業実施に加えて「世田谷区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を行う関係機関への支援を行うものと位置づけました。

今般、計画期間の満了に伴い、引き続き子どもの読書活動の推進に向けて「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。策定にあたっては、これまでの取り組みや社会情勢の変化を踏まえつつ、区が「世田谷区教育ビジョン」や「世田谷区子ども計画」で示す「子ども像」の実現を読書活動から支援することを基本にしています。

子どもの読書活動は、保護者などからの読み聞かせに始まり、子どもが自ら読書活動をすることで、人間として大事な心の成長の礎を築くとともに、子どもが志を抱き自立するための重要な糧となります。現在、読書環境は、デジタル配信が一般化しつつあるなど、大きな変化の中にありますが、子どもが成長する上で、読書活動の重要性は変わることはなく、変化の激しい時代だからこそ、その重要性を増しているといえます。

「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」は、平成24年度から28年度までの5年間の計画としております。昨今の厳しい財政状況を踏まえつつ、行動計画を2期に分けて策定し、それぞれの施策目標の実現をめざしてまいります。

また、区立図書館が本計画推進の中心的役割を担い、関係諸機関との連携を強め、世田谷区が子ども読書活動の先進的自治体となることをめざしてまいります。

平成24年3月

世田谷区教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景

| | |
|-----------------|---|
| 1 子どもの読書を取り巻く状況 | 1 |
| 2 国の動向 | 3 |
| 3 都の動向 | 4 |

第2章 これまでの世田谷区の取り組み

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1 世田谷区子ども読書活動推進計画（第2期行動計画）の取り組みの成果と課題 | 5 |
|---------------------------------------|---|

第3章 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

| | |
|-----------------|----|
| 1 計画の位置づけ | 10 |
| 2 計画の期間 | 11 |
| 3 計画の基本方針 | 12 |
| 4 基本方針に基づく施策の方向 | 13 |

第4章 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画の取り組み内容

| | |
|------------|----|
| ◎ 取り組み体系 | 15 |
| ◎ 取り組み内容 | 16 |
| 1 人材の育成・支援 | 16 |
| 2 組織の活性化 | 19 |
| 3 連携の推進 | 21 |

| | |
|-------|----|
| 参考資料編 | 23 |
|-------|----|

第2次世田谷区子ども読書活動推進計画

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書を取り巻く状況

諸調査によると、全国的に子ども読書活動が活発に行われ、子どもたちの読解力は上がり、子どもたちは読書を好きになっています。

一方、子どもたちの自由に使える時間は減少しています。

世田谷区でも、同様の傾向が見られます。

(解 説)

○ 子ども読書活動が活発に行われている。

平成22年度の文部科学省調査によると市町村子ども読書活動推進計画の策定率は46.3%であり、策定作業を進めている団体を合わせると、58.4%に達しています。都内では67.7%の区市町村で計画が策定済みです。また、平成22年の国民読書年を記念して各地でさまざまな取り組みが実施されました。

○ 読解力は上がった。

「OECD生徒の学習到達度調査(PISA、15歳児対象)」(2009年調査)の結果をみると、わが国の学力(読解力)の平均得点は低落傾向にあった前回(2006年調査)、前々回(2003年調査)と比較して上昇したほか、OECD平均点を上回りました。順位は参加65か国中の第8位(2006年調査では57か国中15位、2003年調査では41か国中14位)に回復しました。

○ 子どもたちは読書を好きになっている。

学習到達度調査の結果をみると、読書活動についてさまざまな観点から尋ねたところ、わが国では「読書は、大好きな趣味の一つだ」「本の内容について人と話すのが好きだ」「本をプレゼントされると、うれしい」の各項目について「どちらかといえばあてはまる」「とてもよくあてはまる」と回答した生徒の割合が、それぞれ2000年調査に比べて高くなりました。

また、「本を最後まで読み終えるのは困難だ」「読書は時間のムダだ」「読書をするのは、必要な情報を得るためだけだ」「じっと座って本を読むなど、数分しかできない」の各項目について「どちらかといえばあてはまる」「とてもよくあてはまる」と回答した生徒の割合が、それぞれ2000年調査に比べて低くなりました。

○ 子どもたちの自由に使える時間は減少している。

「放課後の生活時間調査」の結果をみると、生活に必須な時間（「睡眠」「食事」「身の回りのこと」）や学校の時間（「学校」「部活動」「移動」）を除いた、子どもが「放課後に使える自由時間」は、中学3年生を除いて、1日に4～5時間程度です。「放課後に使える自由時間」は、小学6年生から中学1年生、中学3年生から高校1年生にかけて減少しています（小6→中1は40分減、中3→高1は120分減）。

「放課後に使える自由時間」の多くは、「勉強」と「メディア（主にテレビ・DVDの視聴）」に使われています。

○ 世田谷区の子どもは読書が好きであるが、放課後は主に塾通いや部活動を行っている。

「世田谷区子どもの読書に関するアンケート調査」の結果をみると、子どもと保護者全体の約7割は本を読むのが好き（「好き」「どちらかといえば好き」）であり、子ども全体の2割強が毎日本を読んでいるなど、読書について好意的な意識を持ち、具体的な実践活動に取り組んでいることがわかります。

また、同調査によると、小学6年生の4割と中学3年生の3分の1が週に3日以上塾に通っており、中には週に5日以上という回答も見られます。

さらに、平成20年に区が実施した「児童館の利用等に関するアンケート」によると、中学・高校生の6割以上が部活動をしており、終了時間は大半が午後6時ごろまでとなっています。

※下線部の調査結果については参考資料編参照。

2 国の動向

平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、引き続き、平成20年3月に「同第二次計画」が策定されました。これは、おおむね5年間にわたる子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策の基本的方針と、具体的な方策を明らかにしたものです。

平成20年3月には「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が告示されました。新学習指導要領においては、教育内容の主な改善事項の第一に「言語活動の充実」を掲げており、国語科において読み書きなどの基本的な力を定着させた上で、各教科などにおいて記録、説明、論述、討論などの学習活動を充実させているとしています。また、指導計画の作成などにあたって配慮すべき事項として「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」としています。

平成20年6月に「社会教育法」「図書館法」「博物館法」が改正されました。社会教育における学習機会を利用して行った学習成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供などが位置づけられました。

平成20年の通常国会において、衆参両院が平成22年を「国民読書年」と定め、国を挙げて読書活動の推進に向けて努力していくことを決議し、さまざまな取り組みが行われました。

平成22年度には地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が創設され、学校図書館における人材の確保、図書の充実、学校図書館施設の改築・増築など、自治体による知の地域づくりなどへの取り組み支援が行われました。

3 都の動向

平成15年3月に策定した「東京都子ども読書活動推進計画」の計画期間が平成19年度で終了しました。

同計画の成果と課題を踏まえ、以下の5つを基本指針として、未読者率の半減をめざす「第二次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：平成21年度～25年度）が策定されました。

第二次東京都子供読書活動推進計画の基本指針

- 1 各学校において組織的な取組を徹底する
- 2 未読者を中心とした児童・生徒一人一人への取組を新たに加える
- 3 区市町村・各学校に向けた事例・ノウハウ等の十分な情報提供を行う
- 4 乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進める
- 5 計画内容にかかる取組状況を定期的に検証する



とくしょ とくしょ とくしょ
ひとりで読書 おひざで読書 とないで読書

平成23年度 「家庭読書の日標語」最優秀賞

第2章 これまでの世田谷区の取り組み

平成22年3月に世田谷区立図書館の将来像を示し、知的ネットワークの拠点となる図書館・多様な学習活動等を支援する図書館・地域特性を活かした図書館づくりを推進するため「世田谷区立図書館ビジョン」（計画期間：平成22年度からおおむね10年間）を策定しました。この計画には、「世田谷区子ども読書活動推進計画」の一部が含まれています。

1 世田谷区子ども読書活動推進計画（第2期行動計画）の取り組みの成果と課題

「世田谷区子ども読書活動推進計画（第2期行動計画）」では第1期行動計画に引き続き、推進の方策として以下の4つを掲げました。計画期間中に行われた主な取り組みと今後の課題は以下のとおりです。

方針1 発達段階に応じた読書の機会を提供します（読書機会の提供）

- **ブックリスト活用の拡大（重点事業2）**については、乳幼児向けの絵本のブックリストや区立図書館利用案内をセット封入した乳幼児パックを乳幼児健診時などで配布しました。
また、乳幼児向けと3～5歳児向けの2種類の絵本ブックリストは、保育園、幼稚園、児童館などの子ども関係施設で配布したほか、医療機関や書店、地域の親子の集まりの場での配布も開始しました。
小学校低学年向けの2種類のブックリストは、区立小学校3年生までの全員に配布し、中学生向けのブックリストは区立中学校1年生全員に配布し、子どもの読書意欲の向上を図りました。
- **出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充（重点事業3）**については、保育園、幼稚園、児童館では絵本の読み聞かせやおはなし会を、小学校では朝読書などの読書の時間の確保やおはなし会などの子どもが本に親しむための活動を実施しました。区立図書館でも乳幼児向けのおはなし会を実施しました。
また、区立図書館職員が区立小学校に出向き、主に小学2年生を対象に出張おはなし会を行いました。
- **学校図書館司書教諭の全校配置（重点事業7）**については、平成23年度時点で区立小学校64校中62校、区立中学校30校中26校に配置しました。学校図書館では児童・生徒の読書活動を支えるとともに、調べ学習を支援するための機能向上を図ってきました。

- ・ 学校図書館のコンピューター活用とネットワークづくり(重点事業6)については、蔵書管理の電算化を進め、調べ学習支援の区立図書館資料配送を実施し、物流の整備を行いました。学校図書館と区立図書館の連携については、小・中学校の夏休みに薦める本の選定などを共同で行いました。また、区立図書館では学校図書館へ新刊推薦本の情報提供などを行っています。
- ・ 今後の課題として、学校図書館でのコンピューター活用や人的措置、学校間や区立図書館のネットワーク導入などの環境整備が求められています。また、青少年(中学・高校生期)に対するサービスについては、さらなる工夫が求められています。

| 重点事業など | 対象 | 内容 | 実施機関 | 実績 | |
|-----------------------------------|------------|----------------------|-----------------------------|--------------|--|
| ブックリスト活用の拡大 (重点事業2) | 乳幼児 | 乳幼児パックの配布 | 健康づくり課 | 19年度 23年度 | 2,950パック 4,000パック |
| | | 絵本ブックリストの配布 | 保育園、幼稚園 児童館、図書館 | 19年度 23年度 | 実施に向けて検討 8,000部 |
| 出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充 (重点事業3) | 幼児 小学生 | おはなし会などの実施 | 保育園、幼稚園 児童館、図書館 | 19年度 23年度 | 22,753人 (図書館実績) 22,600人 (図書館実績) |
| | 小学生 | 出張おはなし会 (小学2年生ほか) | 図書館 | 19年度 23年度 | 5,090人 5,800人 |
| 移動文学館 | 小学生 中学生 | 名作文学の舞台の写真展示 | 世田谷文学館 | 19年度 23年度 | 11校 12校 |
| 学校図書館司書教諭の全校配置 (重点事業7) | — | 学校図書館司書教諭の配置 | 小学校、中学校 (教育委員会 教育指導課) | 19年度 23年度 | 小学校60校 中学校25校 小学校62校 中学校26校 |

方針2 子ども読書活動に関わる人を育てます(人材の育成)

- ・ ボランティアの育成(重点事業5)については、区立図書館と世田谷文学館の共催で学校おはなしボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を図ってきました。受講者は、区立図書館、保育園や児童館、小学校などでのおはなし会で活動しています。
- ・ 学校図書館活動推進に向けた研修の充実(重点事業8)については、区立小・中学校の学校図書館の司書教諭を対象とした学校図書館司書教諭等研修を年間2回実施しました。

- ・ 区立図書館では子ども読書活動に携わる職員の人材育成のため、区立図書館子どもサービス担当者研修を実施しました。また、国際子ども図書館、都立図書館主催の研修に参加し、継続的な資質向上を図りました。
- ・ 今後の課題として、保育園、幼稚園、児童館職員などに対する研修の充実や保護者からの読み聞かせの相談などを受ける体制づくりなど、家庭を支援する取り組みの充実が求められています。また、大人の指導者への支援に加え、子ども同士が読書活動を推進する取り組みが必要とされています。

| 重点事業など | 対象 | 内容 | 実施機関 | 実績 |
|-------------------------------|------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------------|
| ボランティアの育成 (重点事業5) | おはなし会 ボランティア | 学校おはなしボランティア養成講座 (初級・ステップアップ) | 図書館・ 世田谷文学館 共催 | 19年度 248人受講 23年度 275人受講 |
| 学校図書館活動推進に向けた研修の充実 (重点事業8) | 小・中学校 図書館担当教諭 | 学校図書館司書教諭などに対する研修 | 教育委員会 (教育指導課) | 19年度 年2回 23年度 年2回 |

方針3 子ども読書活動に関する理解や関心を深めます (理解の促進)

- ・ 出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充(再掲)については、保護者に絵本や読書に関心を持ってもらうために、区立図書館と児童館で乳幼児向けおはなし会を開催しました。
- ・ 「家庭読書の日」の制定(重点事業1)については、区が制定(平成18年11月)した「世田谷区家庭読書の日(毎月23日)」の定着と具体的な実践の促進のため「家庭読書の日」記念講演会などを開催し、家庭での読書活動の推進に向けて区民の意識の高揚を図りました。
- ・ 「子ども読書の日」(4月23日)を記念して、子どもの読書活動について大人の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることをめざし、区立図書館全館において講演会やおはなし会などの啓発事業を実施しました。
- ・ 児童・生徒とその保護者に対しては、小・中学校の学校日より、図書日よりなどの発行及び配布などを通して子どもの読書活動への理解の促進を図りました。
- ・ 今後の課題として「世田谷区家庭読書の日」や子ども向けホームページのさらなる周知など子どもの読書活動への理解や関心を深める情報発信力の向上が求められています。

| 重点事業など | 対象 | 内容 | 実施機関 | 実績 |
|-----------------------------------|---------|-------------------|----------------------|--|
| 出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充 (重点事業3) | 乳幼児と保護者 | 乳幼児向けおはなし会の実施 | 図書館、 児童館 | 19年度 12館 (図書館実績) 23年度 14館 (図書館実績) |
| 「家庭読書の日」の 制定 (重点事業1) | 乳幼児～大人 | 「家庭読書の日」 啓発事業 | 図書館 | 19年度 実施に向けて検討 23年度 講演会 138人 |
| 「子ども読書の日」 記念事業 | | 「子ども読書の日」 啓発事業 | 図書館・ 世田谷文学館 共催 | 19年度 講演会 84人 記念おはなし会 408人 23年度 講演会 75人 記念おはなし会 426人 |

方針4 地域ぐるみで読書活動を推進します（地域ぐるみの推進）

- ・ 「(仮称) 世田谷区子ども読書活動推進会」の開催(重点事業9)については、子どもの読書活動に関わる人々が情報を共有して意見を交換し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するため、区立図書館と世田谷文学館が共催で「子ども読書活動推進フォーラム」を開催しました。
- ・ 小・中学校ではボランティアによる読み聞かせが活発に行われました。また、地域では保育園、幼稚園、児童館、新BOP、区立図書館のおはなし会などボランティアと協働で行う事業が増えました。
- ・ 団体貸出の充実(重点事業4)については、貸出資料数は増加しており、学校や地域文庫、おはなし会ボランティアグループなどの読書活動で利用されています。
- ・ 区立図書館では区内医療機関や書店などを通じて絵本ブックリストの配布を行い、親子で楽しめる絵本の普及に力を入れました。
- ・ 調整機能の充実(重点事業10)については、中央図書館が中心となって進めてきました。毎年度、計画の進捗管理を行ってきたほか、平成21年度には「世田谷区子どもの読書に関するアンケート調査」を実施し、世田谷区における子どもの読書を取り巻く状況を把握しました。
- ・ 今後の課題として、区立図書館における子ども読書活動全体を調整する機能を強化し、関係機関の連携を推進することが求められています。

| 重点事業など | 事業名 | 内容 | 実施機関 | 実績 |
|------------------------------------|-------------------|--|--------------|--|
| 「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」の開催 (重点事業9) | 子ども読書活動推進フォーラムの開催 | 地域、学校、図書館などで子どもの読書活動に関わる人たちとの情報共有、意見交換 | 図書館・世田谷文学館共催 | 19年度 75人 23年度 85人 |
| 学校でのボランティア活動 | ボランティア活動(読み聞かせなど) | ボランティアによる読み聞かせ活動など | 小学校、中学校 | 19年度 小学校 55校 中学校 3校 23年度 小学校 60校 中学校 4校 |
| ブックリスト活用の拡大 (重点事業2) | 絵本ブックリストの配布 | 区内医療機関や書店などを通じ配布 | 図書館 | 19年度 実施に向けて検討 23年度 26,000部 |
| 団体貸出の充実 (重点事業4) | 団体貸出の充実 | 学校、地域文庫、おはなし会ボランティアグループなどへの読書活動支援 | 図書館 | 19年度 94,400冊 23年度 98,000冊 |

ひろげよう いろんなせかい どくしょから

平成22年度 「家庭読書の日標語」最優秀賞

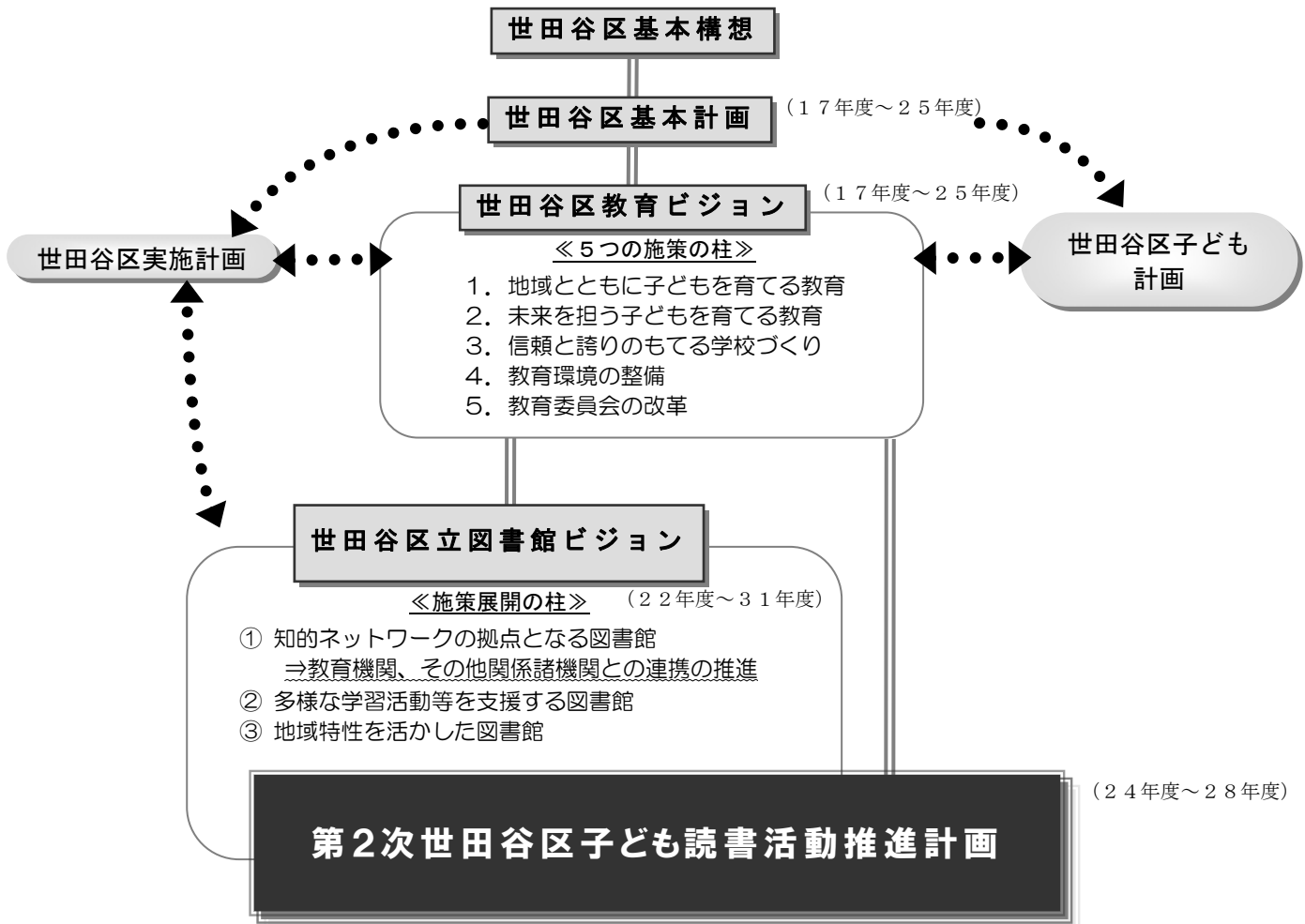
第3章 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、世田谷区教育委員会が平成21年度に策定した「世田谷区立図書館ビジョン」に掲げる「世田谷区子ども読書活動推進計画」を更新するものであり、子ども読書活動の推進に関して、区立図書館や学校図書館などが取り組む施策の方向性を示すものです。

なお、本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」と位置づけています。

(体系図)



2 計画の期間

平成24年度から28年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において必要が生じた際には見直しを行うものとします。

関連する各計画の期間

| 計画名 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | ~ | 31年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|------|--------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|---|------|
| 世田谷区基本計画 | ▶ | | | | | | | | | | | | | |
| 世田谷区実施計画 | ▶ | | ▶ | | | | | ◀▶ | | | | | | |
| 世田谷区教育ビジョン | ▶ | | | | | | | | | | | | | |
| | ▶ 第1期行動計画 | | ▶ 第2期行動計画 | | | ▶ 第3期行動計画 | | | | | | | | |
| 世田谷区子ども計画 | ▶ 前期計画 | | | | ▶ 後期計画 | | | | | | | | | |
| 世田谷区立図書館ビジョン | | | | | | ▶ | | | | | | | | |
| | | | | | | ▶ 第1期行動計画 | ▶ 第2期行動計画 | | | | | | | |
| 世田谷区子ども読書活動推進計画 | | ▶ 第1次計画 | | | | ▶ 第2次計画 | | | | | | | | |
| | | ▶ 第1期行動計画 | ▶ 第2期行動計画 | | | ▶ 第1期行動計画 | | | | | | | | |

3 計画の基本方針

世田谷区教育委員会では「子どもの読書活動の推進に関する法律」の理念として掲げられた「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力（想像力）を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」ことに鑑み、すべての子どもがそれぞれの発達段階に応じて身近な場所で読書に親しむことができ、読書習慣を身に付けることができることをめざして、次のとおり基本方針を定めます。

また、本計画は「世田谷区教育ビジョン」（平成17年3月策定）及び「世田谷区子ども計画」（同）が掲げる子ども像などの実現に向けて、読書活動面から支援する計画とします。

※下線部の内容については参考資料編参照。

すべての子どもに読書活動を

みつけたよ だいすきなほん たからもの

平成22年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（小学生以下の部）

4 基本方針に基づく施策の方向

「世田谷区子ども読書活動推進計画（第2期行動計画）」の評価と課題を踏まえ、前述の基本方針に基づき、次の3つの視点と3つの場面から施策を展開していきます。

なお、昨今のインターネットや電子機器の普及を考慮し、読書活動には、従来の本という形式に加えて電子書籍などの利用を含むものとします。

○ 3つの視点

1 人材の育成・支援

日常的に子どもと接する機会の多い大人は、子どもの読書活動について高い意識を持つことが求められます。子どもの読書活動に携わる多様な人材に対する教育や研修を充実させるとともに、意欲と能力のある人材の活躍の機会を拡大させます。また、子ども自身が読書活動を好きになる取り組みや子ども自身が指導者となる子どもの読書リーダーの育成に取り組んでいきます。

これらを通して、一人ひとりの子どもの発達段階や状況に応じた読書活動支援を推進します。

2 組織の活性化

区内には、区立図書館や学校、世田谷文学館や郷土資料館などさまざまな生涯学習施設や文化施設があります。また、保育園、幼稚園、児童館など、子どもにとって身近な施設も数多く存在しています。さらに、区民が中心となって読書活動を行うおはなし会ボランティアグループなどもあります。

子どもの読書活動の推進にあたっては、区内のそれぞれの組織がそれぞれの特性を活かしながら主体的に活動し活性化することが重要です。家庭も組織の一つとして位置づけ、区はこれらの活動を支援していきます。

3 連携の推進

子どもの読書活動の推進のためには、組織と人材が有機的に結びつき、地域全体で取り組みを進めることが効果的・効率的です。

地域の中で独自に取り組んでいる活動や情報を共有し連携することで、読書活動がさらに発展することが期待されます。

中央図書館を中心として、子どもの読書に関わる関係機関との連携を推進し、それぞれが積極的に活動できるように環境整備や情報発信を図っていきます。

○ 3つの場面

1 家庭

家庭は、子どもにとって最も身近な存在である家族とともに、読書のすばらしさや楽しさを体験し、子どもの豊かな情操を育む場です。

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に向け、家庭内での読書環境の整備を支援していきます。

2 地域

地域は、子どもが多くを体験し、刺激を受ける場です。保育園、幼稚園、児童館、区立図書館、世田谷文学館、ボランティアグループなどが活発に活動し、それぞれの特性を活かした事業運営を行い、子どもの読書活動の活性化を図っていきます。

3 学校

学校における読書活動は、学年を問わず重要であり、特に、学校図書館は、その中核をなす場として位置づけられます。

学校図書館の充実を図り、授業や放課後などでの活用を推進していきます。

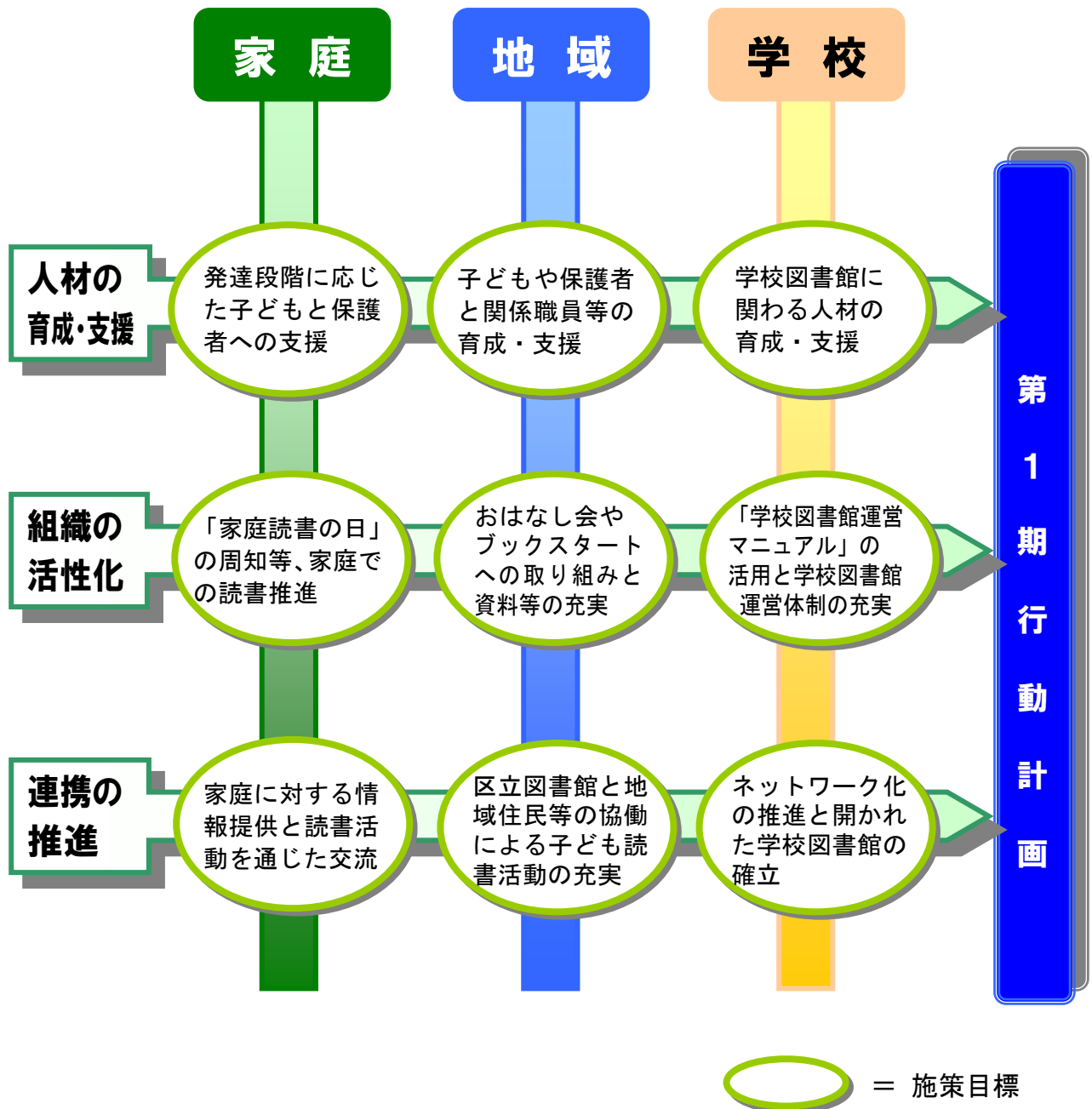
第4章 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画の取り組み内容

◎ 取り組み体系

子ども読書活動の推進に向けて、以下の3つの視点と3つの場面から取り組みます。

基本方針

すべての子どもに読書活動を



◎ 取り組み内容

1 人材の育成・支援

(1) 家庭への取り組み

1) 発達段階に応じた子どもと保護者への支援

① 乳幼児期において

保護者による読み聞かせは、乳幼児の健やかな成長に極めて重要な役割を担います。親子で本と触れ合い、本を通した楽しい時間を過ごすことは、親と子の生涯にわたる財産にもなります。出産前からの支援を含め、区立図書館や保育園、幼稚園、児童館などの子ども関係機関、各総合支所健康づくり課ではこれらを支援していきます。

☆ ブックリスト作成・配布 など

② 学齢期において

小・中学生が読書に親しみ自発的な読書活動を行うことは、人生の礎を築いて行く上で重要な要素の一つです。家庭内で保護者が読書を楽しむ姿を目にするような読書環境づくりが重要です。また、パソコンなどのウェブ情報については、子どもの発達段階に応じた適切な利用の支援などの取り組みが大切になります。区立図書館や学校、子ども関係機関などではこれらを支援していきます。

☆ 「子ども読書の日」講演会 など

③ 青少年期において

青少年（中学・高校生期）が読書をすることや調べ学習を通して課題解決を図ることは、志を立て自立するために不可欠なことです。学齢期同様に、普段から家庭内で読書活動をするための環境が整備されていることが大切です。区立図書館や子ども関係機関などではこれらを支援していきます。

☆ ウェブサイトによる情報提供 など

(2) 地域での取り組み

2) 子どもや保護者と関係職員等の育成・支援

① 子どもに対して

- ・ 本に親しむ機会の創出のため、区立図書館や子ども関係機関などでは読み聞かせやおはなし会などの読書活動に積極的に取り組んでいきます。また、地域の文庫活動やおはなし会グループの活動への参加も奨励していきます。

☆ おはなし会の充実 など

- ・ 子どもが主体になった読書活動力の向上に向け、区立図書館では子ども読書リーダー（子ども司書）の育成や児童館の図書コーナーの活用を進めていきます。

☆ 子ども読書リーダー（子ども司書）講座 など

- ・ 青少年の読書活動の推進や調べ学習を支援していくため、区立図書館では青少年に対するサービスや情報の提供を創意工夫していきます。

☆ 中学・高校図書委員会との交流会 など

② 保護者などに対して

人材発掘と育成・支援のために、ボランティアなど地域で子どもの読書活動に関わる人々に対し、区立図書館では講座や研修会などを実施していきます。

☆ おはなし会ボランティア養成講座（初級・ステップアップ） など

③ 職員に対して

子ども読書活動に関わる職員の読書活動に関する専門性の向上とノウハウの継承に向けて、区立図書館では保育園、児童館などの子ども関係機関の職員養成を計画的に進めていきます。

☆ 担当職員研修 など

(3) 学校での取り組み

3) 学校図書館に関わる人材の育成・支援

① 教職員などに対して

学校図書館に関わる人材の資質向上に向け、研修や支援を充実させていきます。

☆ 教職員研修 など

② 子どもに対して

子どもが主体になった読書推進活動をめざすため、朝読書などの既存の取り組みの充実に加え、授業における学校図書館のさらなる活用と子ども読書リーダーの活用などを進めていきます。

☆ 子ども読書リーダー（子ども司書）の活用 など

いえじゅう よ かず かい わ

家中で読んだ数だけ会話ふえ

平成 22 年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（一般の部）

よ ほん きみ ま

「読まないか？」本は君らを待っている

平成 22 年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（中学生の部）

2 組織の活性化

(1) 家庭への取り組み

4) 「家庭読書の日」の周知等、家庭での読書推進

家庭における親子の読書活動推進の意識付けを図るために、区立図書館では毎月23日が「世田谷区家庭読書の日」であることの周知を積極的に展開します。

☆ 「世田谷区家庭読書の日」講演会 など

(2) 地域での取り組み

5) おはなし会やブックスタートへの取り組みと資料等の充実

① 子ども関係機関の取り組み

- ・ 読書活動の積極的な展開に向け、保育園、幼稚園、児童館などの子ども関係機関では読み聞かせやおはなし会を主要業務の一つとして明確に位置づけ取り組んでいきます。

☆ おはなし会の充実 など

- ・ 子どもが本と最初に出会う機会として、各総合支所で実施する乳幼児健診などでブックスタートができる取り組みを進めていきます。

☆ 乳幼児パック（絵本のブックリスト、図書館利用案内等）の配布 など

② 区立図書館の取り組み

乳幼児から青少年期まで、配慮を要する子どもを含め一人ひとりの子どもの発達段階に応じた資料要求に応えるために、充実した蔵書構成をめざしていきます。また、地域文庫、学級文庫、読書会、おはなし会ボランティアの活動を支援するため団体貸出などの充実を図っていきます。

☆ 多様な資料の充実 など

(3) 学校での取り組み

6) 「学校図書館運営マニュアル」の活用と学校図書館運営体制の充実

- ・ 学校での読書活動の充実に向けて、「学校図書館運営マニュアル」を活用した取り組みを進めていきます。

☆ 学校図書館の資料の充実 など

- ・ 学校図書館の充実に向けて、資料の充実などを図るとともに、学校図書館事務臨時職員の勤務体制などを検討し、児童・生徒の在校中は、学校図書館に教職員などが常駐する体制づくりに努めていきます。

☆ 学校図書館事務臨時職員の勤務体制の整備 など

ほん

本だ

す

い好き!!!

平成 22 年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（小学生以下の部）

3 連携の推進

(1) 家庭への取り組み

7) 家庭に対する情報提供と読書活動を通じた交流

- ・ 家庭における子どもの読書活動を支援するため、区立図書館や子ども関係機関の読書活動に関する情報を提供していきます。

☆ ウェブサイトによる情報提供 など

- ・ 保護者が読書活動に関して気軽に相談できるように、区立図書館や子ども関係機関は読書活動を通じた交流を進めていきます。

☆ 出前読書相談 など

(2) 地域での取り組み

8) 区立図書館と地域住民等の協働による子ども読書活動の充実

- ・ 中央図書館は区全体の子ども読書活動の中核機関として、子ども関係機関や学校などの連絡調整と本計画の進捗管理を行います。

☆ 計画の進行管理 など

- ・ 区立図書館は、地域の子ども関係機関、学校、生涯学習施設や文化施設、ボランティアなどの連携の中核を担っていきます。

☆ 「子ども読書活動推進フォーラム」の開催 など

- ・ 保育園、幼稚園、児童館などの子ども関係機関や区立図書館では、読み聞かせやおはなし会などの事業実施を通じて、地域の住民などと協働して事業の充実を図ります。

☆ 地域活動への支援 など

(3) 学校での取り組み

9) ネットワーク化の推進と開かれた学校図書館の確立

- ・ 学校図書館機能の向上のため、コンピューターネットワークによる学校図書館間などの情報共有をめざして取り組みを進めていきます。

☆ 学校図書館の情報化 など

- ・ 開かれた学校図書館をめざし、区立図書館やP T A、ボランティアなどの協力体制を充実していきます。

☆ 区立図書館とのネットワークづくり など

た　　ね　　わたし　ほん　す
食べるより 寝るより 私は本が好き

平成 23 年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（中学生の部）

じぶん　みらい
きりひらけ 自分の未来 どくしょから

平成 23 年度 「家庭読書の日標語」優秀賞（小学生以下の部）

參考資料編

参 考 資 料 編 目 次

| | |
|---|----|
| 1. 市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況 | 23 |
| 2. OECD生徒の学習到達度調査（PISA） | 25 |
| 3. 放課後の生活時間調査 | 27 |
| 4. 世田谷区子どもの読書に関するアンケート調査 | 29 |
| 5. 児童館の利用等に関するアンケート | 34 |
| 6. 教育ビジョンがめざす子ども像〈世田谷区教育ビジョン〉 | 35 |
| 7. 心豊かな元気な子ども〈世田谷区子ども計画〉 | 35 |
| 8. 世田谷区立図書館ビジョン（概要版） | 36 |
| 9. 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 37 |
| 10. 文字・活字文化振興法 | 39 |
| 11. 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 | 42 |
| 12. 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定に係る有識者アドバイザー 会議有識者名簿 | 44 |

1. 市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況

(出典) 文部科学省「都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果について」

| 策定段階 | 市町村数 | 割合 |
|------------|-------|-------|
| 策定済 | 810 | 46.3% |
| 策定作業を進めている | 212 | 12.1% |
| 策定の検討をしている | 406 | 23.2% |
| 策定していない | 322 | 18.4% |
| 全体 | 1,750 | |

※ 平成23年3月31日現在、文部科学省が各都道府県教育委員会に対して行った調査結果である。

※ 国は、平成20年3月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)において、計画期間中に50%以上の市町村が「市町村子ども読書活動推進計画」を策定することをめざし、取り組みを促すことを定めている。

図1-1 市町村子ども読書活動推進計画策定状況

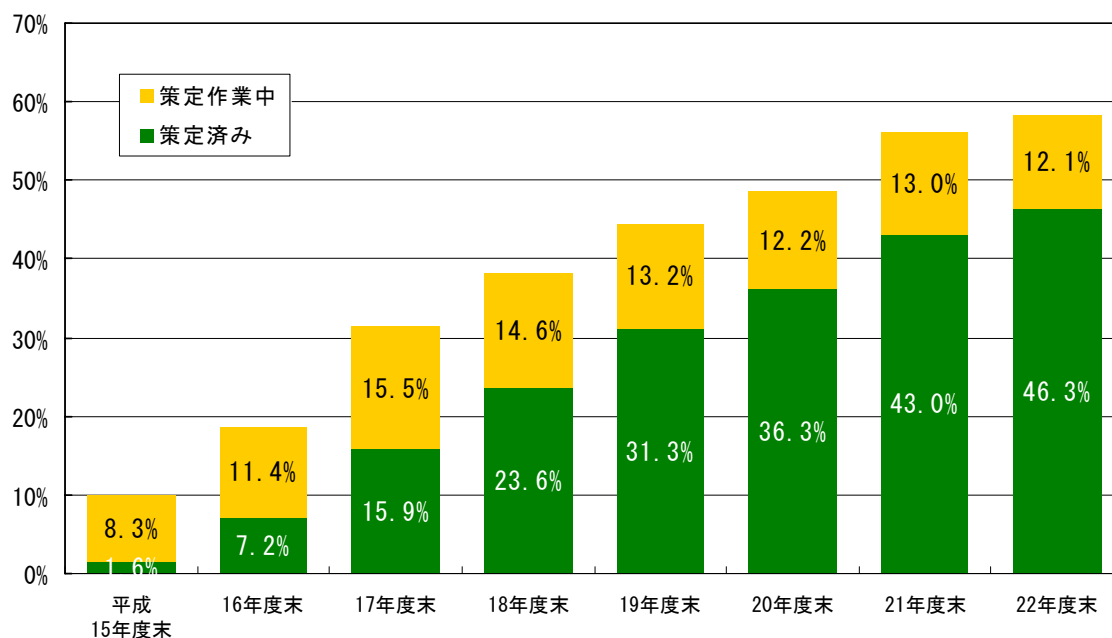
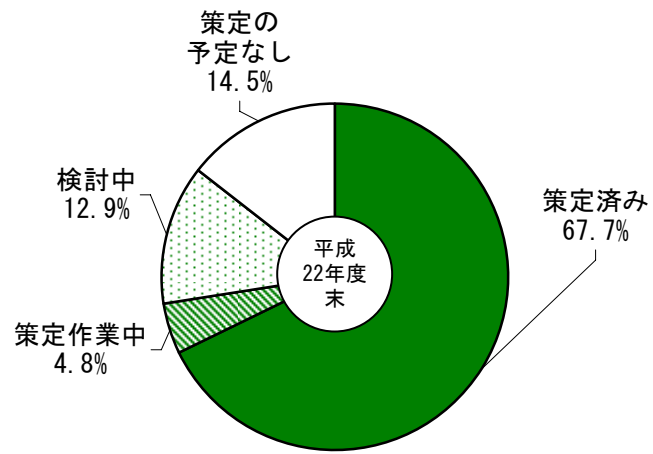


図 1 - 2 都内の市区町村における子ども読書活動推進計画策定状況



※ 調査対象の62市区町村に占める割合である。

2. OECD生徒の学習到達度調査（PISA）

（出典）文部科学省「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2009）」

【PISA調査の概要】

- 参加国が共同して国際的に開発し、実施している15歳児を対象とする学習到達度調査。
- 読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について調査。
- 2009年に65か国・地域（OECD加盟国34、非加盟国・地域31）、約47万人の生徒を対象に調査を実施。
 なお、2000年調査には32か国（OECD加盟国28、非加盟国4）が、2003年調査には41か国・地域（OECD加盟国30、非加盟国・地域11）が、2006年調査には57か国・地域（OECD加盟国30、非加盟国・地域27）が参加。

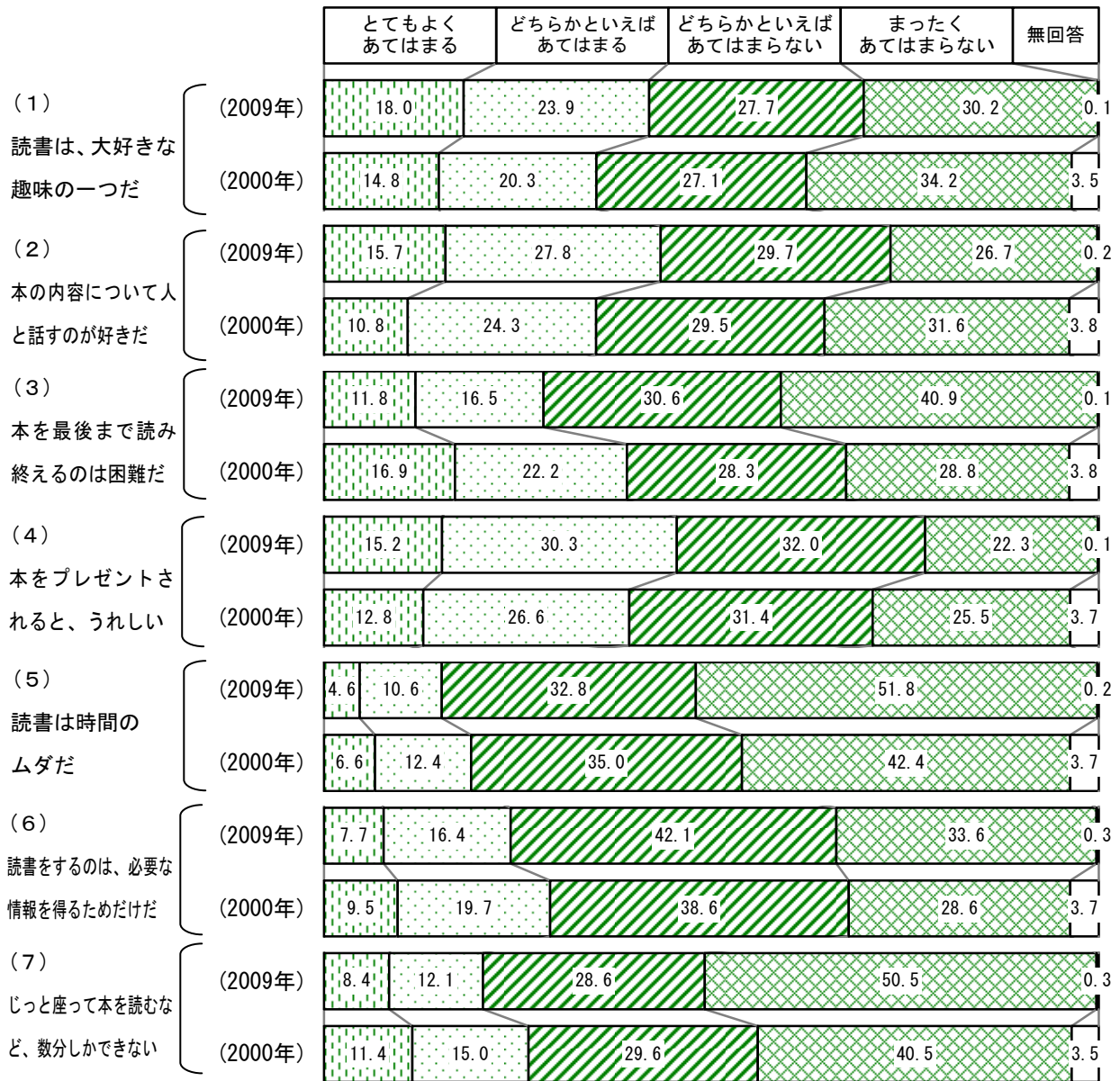
○ 平均得点及び順位【読解力】

| | 2009年 調査 | 2006年 調査 | 2003年 調査 | 2000年 調査 |
|------------------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 日本の得点 | 520点 | 498点 | 498点 | 522点 |
| OECD平均点 | 493点 | 492点 | 494点 | 500点 |
| OECD加盟国中の日本の順位 | 34か国中 5位 | 30か国中 12位 | 30か国中 12位 | 28か国中 8位 |
| OECD加盟国中の日本の順位 の範囲※ | 3～6位 | 9～16位 | 10～18位 | — |
| 全参加国中の日本の順位 | 65か国中 8位 | 57か国中 15位 | 41か国中 14位 | 32か国中 8位 |
| 全参加国中の日本の順位 の範囲※ | 5～9位 | 11～21位 | 12～22位 | 3～10位 |

※ 平均得点には誤差が含まれるため、統計的に考えられる上位及び下位の順位をOECD加盟国／参加国の中で示したものである。

図2-1 読書に対する意識（2009年調査と2000年調査の対比）

単位：%



※ 2000年調査は「無回答」ではなく「その他」である。

3. 放課後の生活時間調査

(出典) Benesse 教育研究開発センター「放課後の生活時間調査」

【調査の概要】

- 調査時期 平成20年11月
- 調査方法 郵送法による自記式質問紙調査
- 調査対象 全国の小学5年生～高校2年生 25,716名
回収8,017名(回収率31.2%)

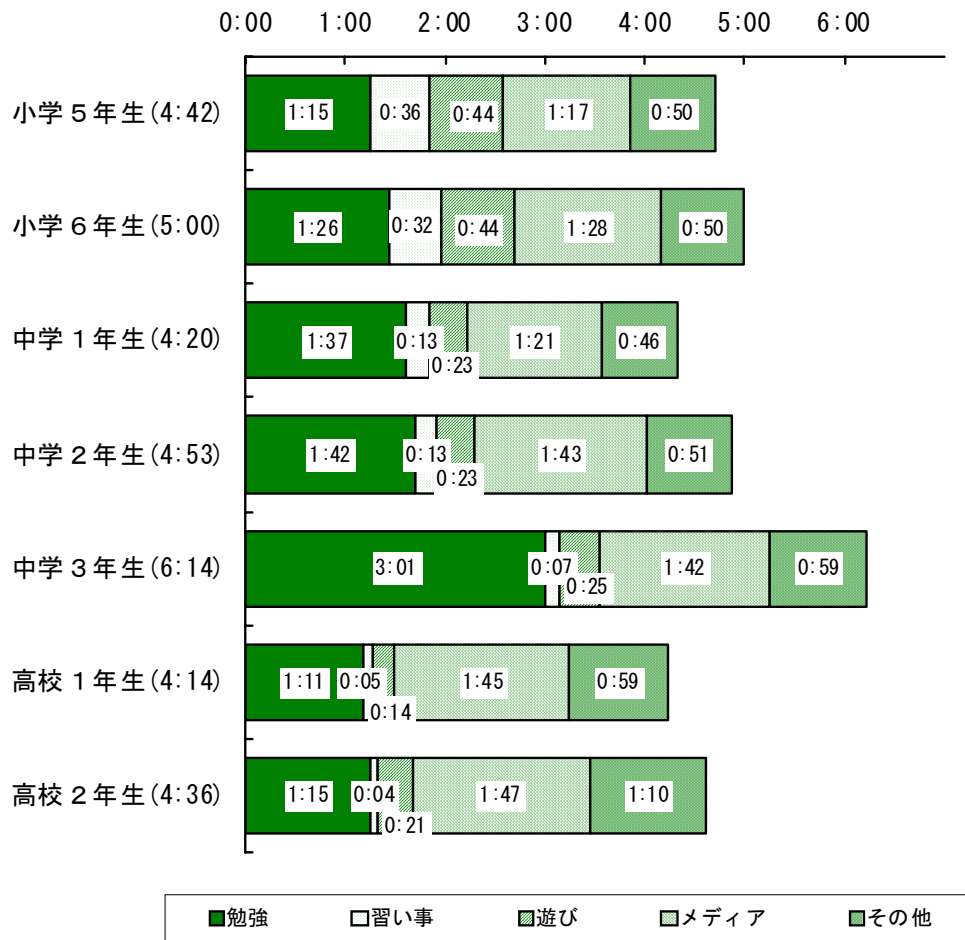
図3-1 小学5年生～高校2年生の24時間の時間配分

単位:時分

| | 学校 | 部活動 | 移動 | 放課後の時間 | 生活 | 睡眠 | 無回答・不明 |
|-------|------|------|------|--------|------|------|--------|
| 小学5年生 | 7:30 | 0:55 | 4:42 | 2:03 | 8:45 | 0:04 | |
| 小学6年生 | 7:34 | 0:56 | 5:00 | 1:59 | 8:27 | 0:04 | |
| 中学1年生 | 7:34 | 1:16 | 1:00 | 4:20 | 2:00 | 7:45 | 0:05 |
| 中学2年生 | 7:20 | 1:17 | 0:58 | 4:53 | 2:01 | 7:26 | 0:05 |
| 中学3年生 | 7:28 | 0:07 | 0:58 | 6:14 | 2:01 | 7:07 | 0:05 |
| 高校1年生 | 7:40 | 1:35 | 1:35 | 4:14 | 2:03 | 6:48 | 0:04 |
| 高校2年生 | 7:38 | 1:23 | 1:36 | 4:36 | 2:04 | 6:38 | 0:05 |

※ 部活動は中学1年生～高校2年生に対して調査した。

図3-2 小学5年生～高校2年生の放課後の時間の内訳



4. 世田谷区子どもの読書に関するアンケート調査

(出典) 世田谷区立中央図書館「世田谷区子どもの読書に関するアンケート調査」

【調査の概要】

- 調査時期 平成21年11月～12月
- 調査方法 郵送法による自記式質問紙調査
- 調査対象 区内在住の5歳児の保護者、8歳児とその保護者、11歳児とその保護者、14歳児とその保護者 3,500名
回収1,561名（回収率44.6%）

○ 読書嗜好について

あなたは本を読むのが好きですか。(○は1つ)

図4-1 子ども自身の読書嗜好

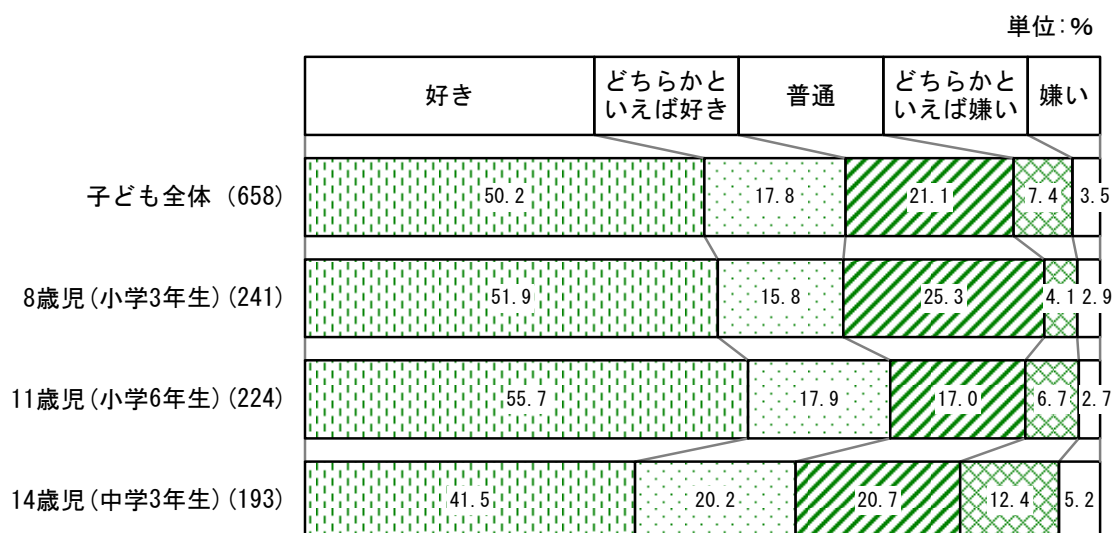
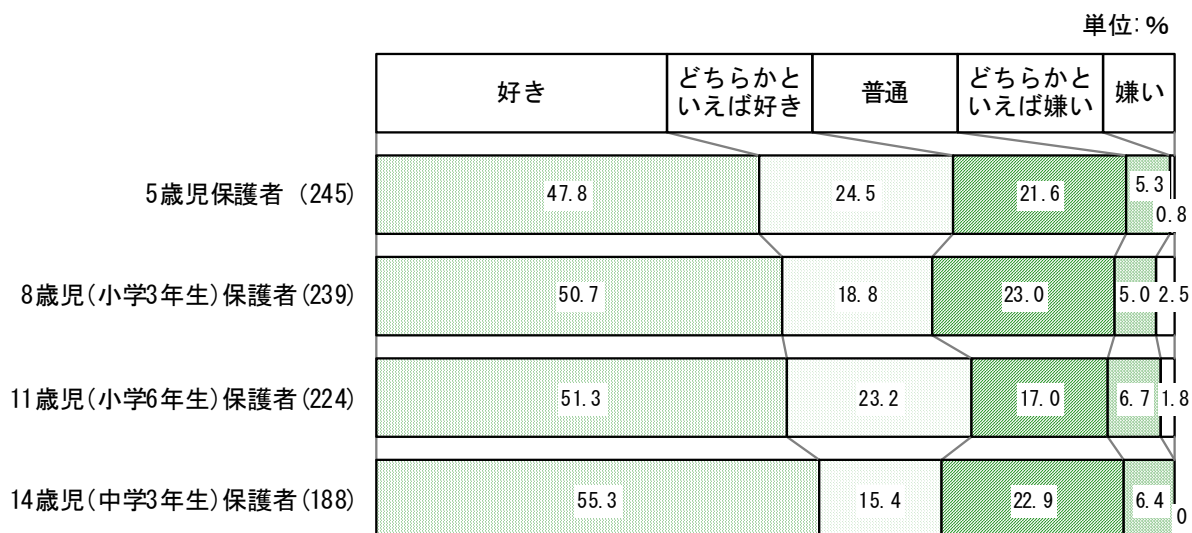


図4-2 保護者自身の読書嗜好



○ 1週間の活動について

あなたが1週間に次のことをする日数を教えてください。(それぞれの項目ごとに○をつけてください)

図4-3 子ども自身の1週間の活動(全体)

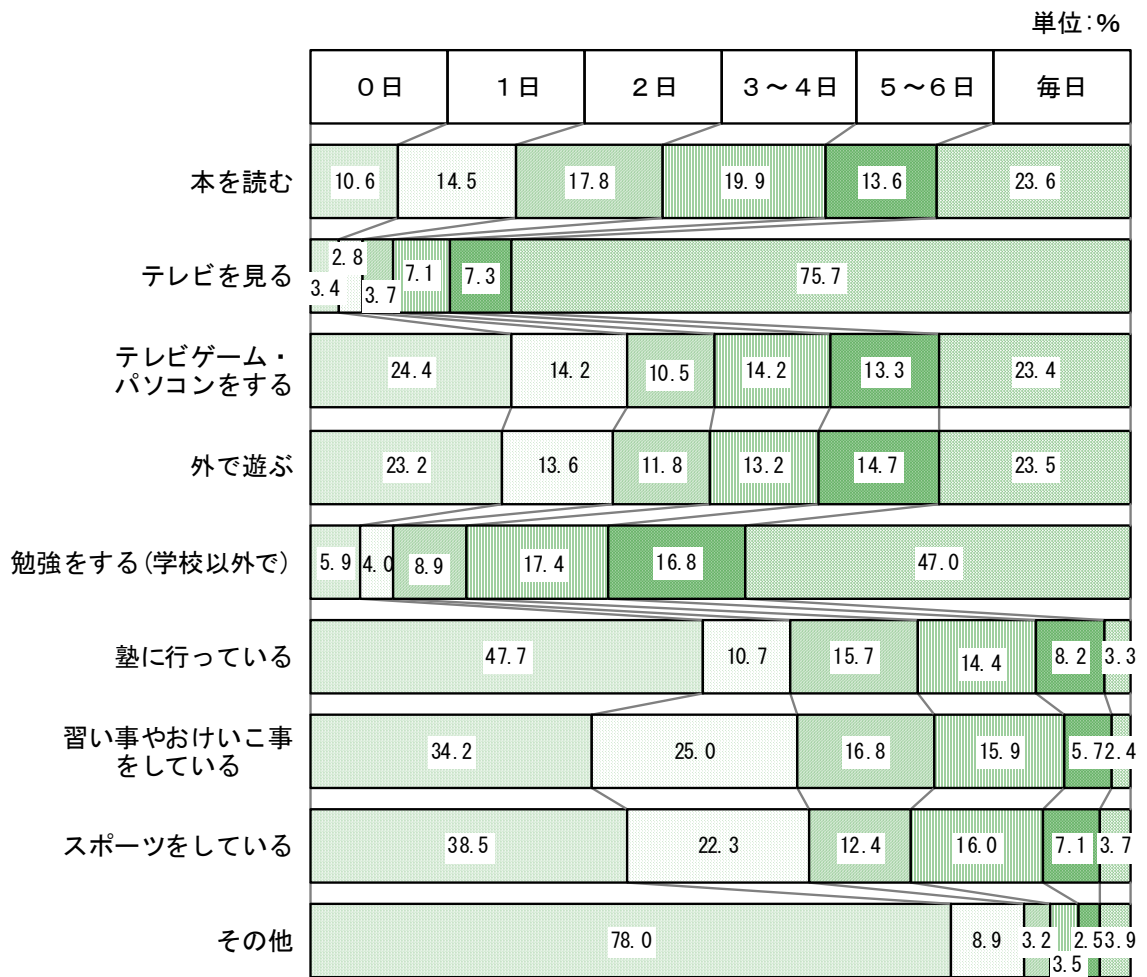


図4-4 子ども自身の1週間の活動(小学6年生)

単位:%

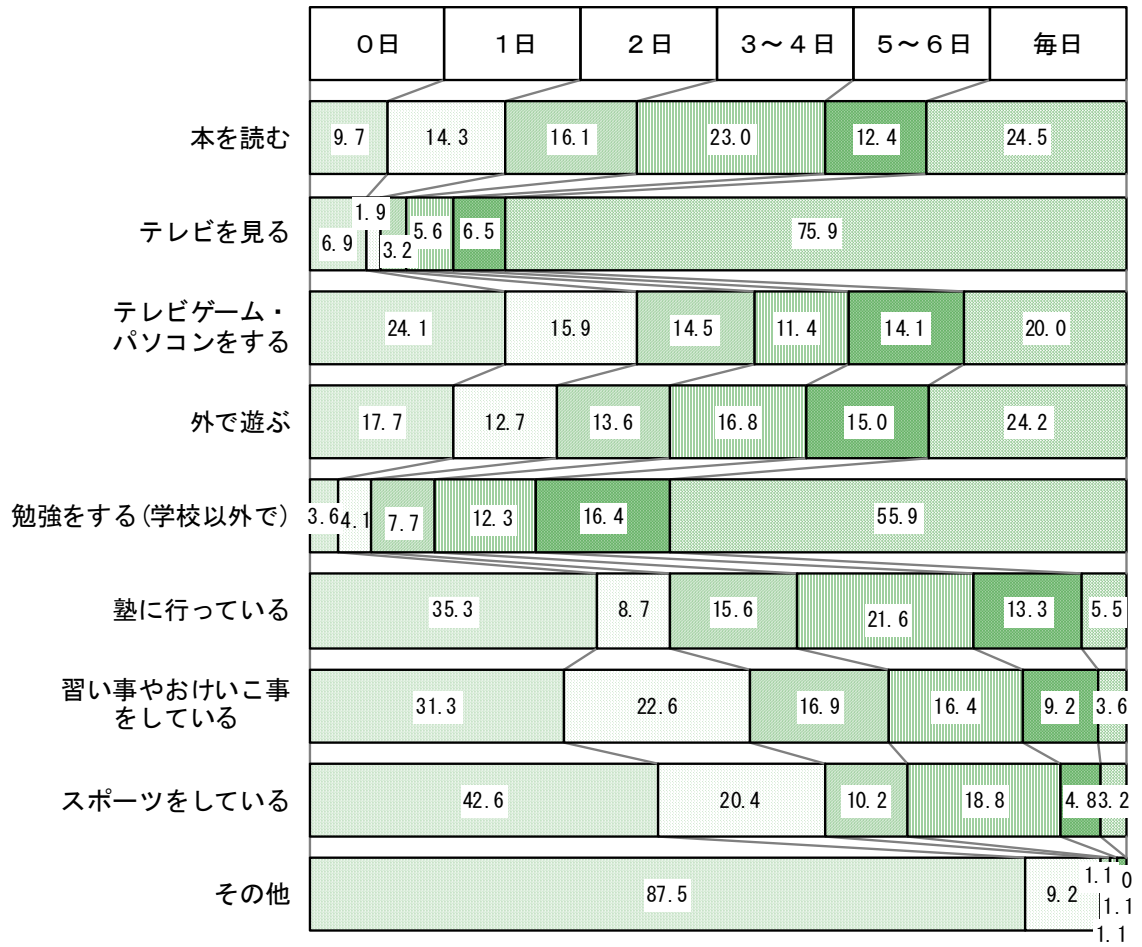
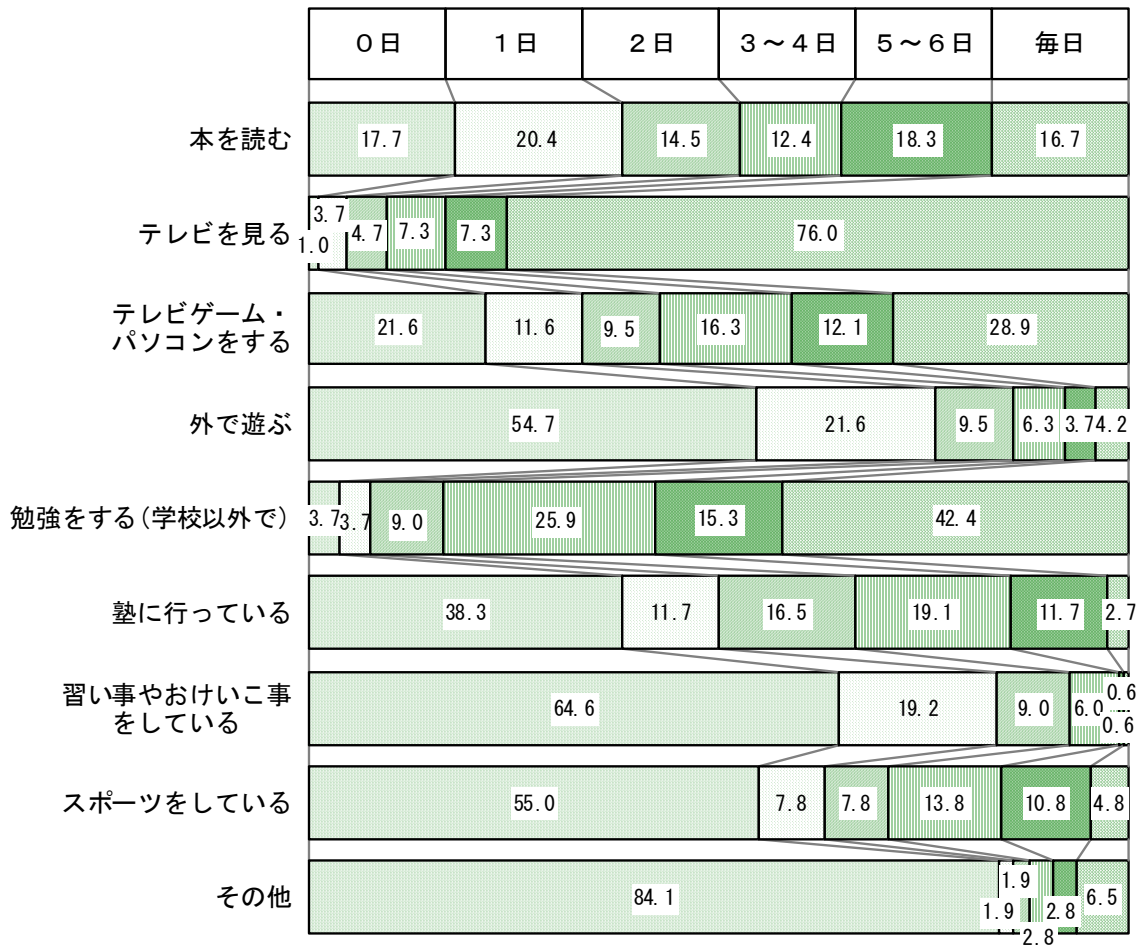


図4-5 子ども自身の1週間の活動(中学3年生)

単位: %



5. 児童館の利用等に関するアンケート

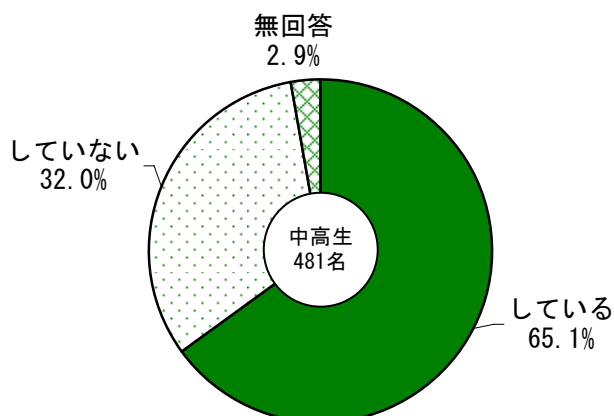
(出典) 世田谷区「児童館・新BOP アンケート調査結果報告書」

【調査の概要】

- 調査時期 平成20年10月～11月
- 調査方法 直接配布による自記式質問紙調査
- 調査対象 調査期間中に世田谷区内の児童館を訪れた中高生
回収481名

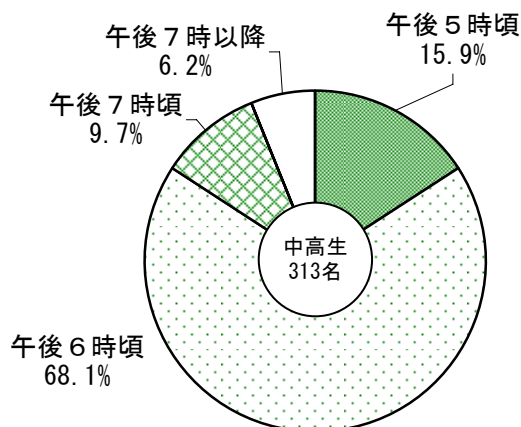
部活動をしていますか。

図5-1 部活動の実施の有無



部活動は、だいたい何時頃に終了しますか。

図5-2 部活動の終了時刻



6. 教育ビジョンがめざす子ども像

～ せたがやで育てる世界にはばたく子どもたち

- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
- 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
- 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども
- 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

(出典) 世田谷区教育ビジョン <抜粋>

7. 「心豊かな元気な子ども」

- 成長に応じた子どもの自立支援
- 子どもとともに保護者が成長することを支援
- 子どもや子育て家庭を応援する地域社会への支援

子どもの健やかな成長には、家庭、学校、地域、事業者等の連携が必要です。

さらに、保護者やこれから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感でき、また子育てについてさらに理解を深めるためには、地域社会の応援が欠かせません。

従来より区は、子育て家庭への支援施策として保育サービス等の充実に努めてきていますが、今後は、より幅広く、すべての子どもと子育て家庭に対して、総合的、計画的な施策を進めることにより、子どもが心豊かに元気に生きていける地域社会づくりを目指します。

本計画は、子どもが本来もっている「自ら成長し育つ力」を、「心豊かな元気な子ども」と位置付け、その「元気子ども」を様々な社会資源と地域社会の連携によって見守り、地域社会全体で応援していくことを基本的な考えとします。

(出典) 世田谷区子ども計画 <抜粋>

8. 世田谷区立図書館ビジョンの概要

● 図書館ビジョンの基本理念と施策展開の柱(基本方針)

基本理念

知と学びと文化の情報拠点

I 知的ネットワークの拠点となる図書館

II 多様な学習活動を支援する図書館

III 地域特性を活かした図書館

1 図書館ネットワークの整備と中央図書館の機能・規模の拡充等

- (1) 88万都市世田谷にふさわしい区立図書館のネットワークを、中央図書館・地域図書館・まちかど図書室、さらに(仮称)図書館ターミナルと整備するため、ICT(情報通信技術)の積極的活用やまちかど図書室への図書館情報システム導入により、区民の利便性の向上を図ります。
- (2) 中央図書館が世田谷区立図書館の中心館としてふさわしい機能・施設規模・設備等を持つよう、多方面からの拡充を図ります。併せて、子どもへのサービス拠点として関係諸機関と連携できるような機能を拡充します。
- (3) 「世田谷区公共施設整備方針」に基づき、合築施設の改築・改修及び移転の調整等を行うとともに、「世田谷区立図書館サイン計画」(以下「図書館サイン計画」という。)に基づく、わかりやすい利用動線を確保するなどの施設整備を行います。また、地域の状況等を踏まえ、新たな館(室)の設置・再配置を検討するとともに、図書館を補完する(仮称)図書館ターミナルの設置を検討していきます。

2 区民の読書活動等における拠点機能の充実

- (1) 読書活動等やその成果発表等の場と機会を創出し、参加者相互の交流を支援します。
- (2) 読書活動に関わるボランティアを支援します。



3 教育機関、その他関係諸機関との連携の推進

- (1) 「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域及び学校への支援を行います。
- (2) 関係諸機関と連携した読書活動の推進や、他の公立図書館等との資料相互貸借、区内大学図書館の区民利用等の連携を進めます。

1 所蔵資料・情報の充実、ICT(情報通信技術)を活用した資料・情報の提供

- (1) 所蔵資料・情報の更なる充実を図り、区民の多様な学習活動や課題解決等を支援します。
- (2) 希少資料の保存や書架の効率的利用を図るため、希少資料の電子化等を進めるとともに、電子資料・情報の収集・提供を拡充します。

2 積極的な広報やタイムリーな事業の展開

- (1) ホームページや広報紙等の活用による計画的・積極的な情報発信により、区民の多様な学習活動や課題解決等に対する支援機能としての図書館を周知するとともに、利用者の拡大を図ります。
- (2) 区民の関心の高いテーマやタイムリーなテーマの催し物を開催し、区民の多様な学習活動や課題解決等を支援します。

3 職員の資質・能力向上の推進

- (1) 図書館サービスを担う職員の資質・能力を向上させ、専門性の高い職員を育成し活用します。
- (2) 他機関で実施する専門的な研修等への職員の積極的な参加を促進します。

1 地域特性を活かした資料収集や事業実施

- (1) 地域特性を活かした資料の収集・構成を行います。
- (2) 立地特性や地域の歴史を活かした事業を実施し、地域の文化・情報の発信や地域文化形成を支援します。

2 地域特性に応じた運営体制の構築

- (1) 各館(室)の地域特性に応じた多様な運営体制を検討し、順次導入します。

3 運営状況に関する評価及び改善の推進

- (1) 定期的な調査を実施し、図書館評価の基準となる各種の数値目標に基づき評価・公表し、運営改善を図ります。

● 第2期行動計画での事業項目

- まちかど図書室への図書館情報システム導入
- (1) ○ ICTタグ及び関連機器の導入検討
- 公衆無線スポットサービスの拡充検討
- (2) ○ 中央図書館の機能・規模等の拡充
- 子どもサービス拠点としての機能拡充
- (3) ○ 改築・改修及び移転の調整等の推進
- 「図書館サイン計画」に基づくサインの整備
- 新たな館(室)の設置・再配置の検討及び(仮称)図書館ターミナルの設置検討

- (1) ○ 区民の参加・交流に資する事業の充実
- 区民の学習活動成果の発信支援
- (2) ○ ボランティア養成講座の開催等
- ボランティア養成講座修了者等への支援

- (1) ○ 家庭への支援
- 地域への支援
- 学校への支援
- (2) ○ 関係諸機関と連携した読書活動や事業の推進
- 公立図書館、大学図書館、専門図書館等との連携・協力の充実

- (1) ○ 資料・情報の充実
- 多様な学習活動や課題解決等の支援
- 希少資料の電子化
- (2) ○ 提供媒体の転換
- 電子資料・情報の収集・提供

- (1) ○ ホームページや広報紙等を活用した計画的・積極的な情報発信
- 情報リテラシーの形成支援
- (2) ○ 関係諸機関との連携による事業の充実
- タイムリーな事業の実施

- (1) ○ 司書(補)資格取得研修への派遣拡大
- (2) ○ 専門的な研修等への参加促進

- (1) ○ 地域の郷土資料、行政資料の収集
- 地域特性を活かした資料構成
- (2) ○ 立地特性や地域の歴史を活かした事業実施

- (1) ○ 業務委託等の運営手法の検討・実施
- 開館日時拡大の検討・順次実施

- (1) ○ 定期的な利用者満足度調査・公表
- 評価等を踏まえた改善策の作成・実施

9. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10. 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

11. 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成23年4月1日
23世教中図第24号

(目的)

第1条 「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」を策定するため、第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」の策定
- (2) 前項に掲げるもののほか、委員会がその他必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、教育委員会事務局教育政策部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員は別表1の職にある者をもって充てる。

(会議の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(有識者等の関与)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会が依頼した有識者等あるいはその他の関係人の出席を求め、その助言、意見、説明等を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2次子ども読書活動推進計画策定に向けた具体的な検討を行うため、本委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、世田谷区立中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定委員会

| | |
|-----|-------------------------------|
| 委員長 | 教育委員会事務局 教育政策部長 |
| 委員 | 政策経営部 政策企画課長 |
| 〃 | 子ども部 子ども家庭支援課長 |
| 〃 | 教育委員会事務局 教育総務課長 |
| 〃 | 教育委員会事務局 学務課長 |
| 〃 | 教育委員会事務局 教育政策部 教育指導課長 |
| 〃 | 教育委員会事務局 教育政策部 生涯学習・地域・学校連携課長 |
| 〃 | 教育委員会事務局 教育政策部 中央図書館長 |
| 〃 | 総合支所 地域振興課長（担当幹事） |
| 〃 | 総合支所 健康づくり課長（担当幹事） |
| 〃 | 小学校長（世小研・学校図書館部長） |
| 〃 | 中学校長（世中研・図書館教育研究部長） |

12. 第2次世田谷区子ども読書活動推進計画策定に係る有識者アドバイザー会議
有識者名簿

(五十音順。敬称略)

| | |
|---------------|--|
| <p>糸賀 雅児</p> | <p>慶應義塾大学文学部教授</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「世田谷区立図書館ビジョン」にて有識者アドバイザー（平成20年・21年） * 文部科学省「中央教育審議会生涯学習分科会臨時委員」（平成15年～現在） * 文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」副主査（平成16年～20年） * 図書館専門研修の講師など、幅広く活躍中。 |
| <p>梨屋 アリエ</p> | <p>児童文学作家</p> <ul style="list-style-type: none"> * 第3回世田谷区子ども読書活動推進フォーラム講師。区内在住。 * 主な作品 <ul style="list-style-type: none"> ・『空色の地図』（金の星社） 第52回青少年読書全国読書感想文全国コンクール中学生の部課題図書 ・『プラネタリウム』（講談社） 作品の中で世田谷区のプラネタリウムが登場 ほか著作多数 |
| <p>牧野 桂子</p> | <p>世田谷おはなしネットワーク代表</p> <ul style="list-style-type: none"> * 世田谷おはなしネットワークとは、世田谷区内でボランティアとして活動しているおはなし会グループの集まりである。毎年8月には生活工房との共催で「おはなしいっぱい」を三日間連続で開催。平成22年に10周年を迎えた。 |

第2次世田谷区子ども読書活動推進計画

編集・発行：世田谷区教育委員会

お問い合わせ：世田谷区立中央図書館

〒154-0016 東京都世田谷区弦巻3-16-8

TEL 03-3429-1811（代表）

FAX 03-3429-7436

発行日：平成24年3月

印刷物登録番号：No. 920

（再生紙使用）